

平成
24年度
補正

ものづくり中小企業・ 小規模事業者試作開発等支援補助金

制度の概要

① 事業の概要(目的)

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関(認定支援機関)等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援するもの。

② 補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者。本事業における中小企業者とは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者。

③ 補助対象要件

ものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化を行う事業であること
- (2) 認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されていること
- (3) 「中小ものづくり高度化法」22分野(※次頁参照)の技術を活用した事業であること

④ 対象経費

原材料費、機械装置費、試作品の開発に係る経費(直接人件費含む)等

⑤ 事業類型、補助率等

補助対象経費の3分の2以内(補助上限額1,000万円、補助下限額100万円)

(1) 小口化・短納期化型

グローバル競争が激化し、顧客ニーズが多様化する中、顧客からの多品種少量生産・短納期化のニーズに対応可能な体制を構築

(2) ワンストップ化型

複数の技術を組み合わせた一貫生産体制の導入などを通じて、顧客の幅広いニーズに迅速に対応可能な体制を構築

(3) サービス化型

長年培った知恵と経験を活用し、顧客のニーズに対して中小企業側から積極的な提案を行うなど、製品以外の付加価値をつけた形での商品提供が可能な体制を構築

(4) ニッチ分野特化型

潜在的なニーズがあるにもかかわらず、他社が気づかなかったまたは市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、ものづくり中小企業・小規模事業者の高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、経営資源を集中して競争力を強化する体制を構築

(5) 生産プロセス強化型

新興国企業との競争や原材料価格の高騰などを背景に、低価格化のニーズに応えるべく、ものづくり中小企業・小規模事業者の柔軟性と技術力を活用して、従来の生産プロセスを見直し、生産性を向上させることで、品質を落とさずに低コスト製品に対応しうる製品を生産

⑥ 募集期間

- ◆ 1次公募 受付開始：平成25年3月15日(金)
第一次締切：平成25年3月25日(月)
第二次締切：平成25年4月15日(月)
- ◆ 2次公募 受付開始：平成25年6月10日(月)
締切：平成25年7月10日(水)